

## 成島信遍年譜稿(四)

久保田 啓 一

本稿は、先に『江戸時代文学誌』第六・七・八号(柳門舎編集発行、平成元年三月・同二年十二月・同三年十二月)に掲載した「成島信遍年譜稿(一)(二)(三)」の続編である。途中で掲載誌を変更せざるを得ず、また三回分の連載中にも補訂を繰り返り込む処置を施しているため、続稿を起すに当って通説の便を新たに図る必要があり、重複の不体裁を承知の上で既述分を再掲することにした。なお第三回執筆後に新しく判明した年譜事項も年代順に既述分に組み入れるが、その場合と大幅な訂正を要する場合のみ字体を大きくし、考証を加えて、その他は年譜事項のみに留める。『江戸時代文学誌』所掲分を参照していただくための便宜として、例えば第六号八十頁に当該項目についての記述がある時は(六一八〇)の如く示す。目下、享保十一年まで進めているので、十二年以降が本来の続稿となる。

最後に、筆者未見の資料や失考等に対し、御教示のほどを切にお願い申し上げる次第である。

○ 正月十五日、奥州白河にて出生。父平井金右衛門信休、母今井氏。(六一七七)

元禄五年 壬申 一六九二 四歳

○ 八月、白河藩主松平忠弘、出羽山形へ転封。平井家も従って移住する。(六一七八)

元禄八年 乙亥 一六九五 七歳

○ 六月二十一日、母死去。出羽国最上郡の極楽寺に埋葬。(六一七九)

元禄十三年 庚辰 一七〇〇 十二歳

○ 正月、山形藩主松平忠雅、備後福山へ移封。父に従って福山に移り住む。(六一七九)

○ この年、佐藤直方門弟久水氏に従学するか。(『美

成島信遍年譜稿(再掲含補訂)

元禄二年 己巳 一六八九 一歳

成島信遍年譜稿(四)

蓉楼玉屑』

川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』の「九件の対」の第一答に次の一節がある（拙稿「川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』（中）——翻刻と解題——」、『日本文学研究』二七（平成三年十一月）一〇〇頁）。

愚老も十二の比より西國にありて学問を志願に存、佐藤五郎

左衛門弟子久水先生に就て学び候事（以下略）

「十二の比」とあるが、福山に移り住んだのが十二歳の元禄十三年なので、まさに新天地に着くや否や、信遍は從学を希望したことになる。好学の氣質が早くも顕現したらしい。福山の地で佐藤直方の学統を選ぶのは至極まっとうな見識と言えよう。「久水先生」については未詳。

宝永二年 乙酉 一七〇五 十七歳

○ 五月二十八日、成島道雪信好の養子となり、部屋住より表坊主に召出される。（七―六五）

宝永六年 己丑 一七〇九 二十一歳

○ 九月二十二日頃、成島家初代道雪信次五十回忌法要をとり行なう。（八―二二）

○ 十月、西丸奥坊主に任ぜられ、後本丸に移る。（七―六九）

正徳五年 乙未 一七一五 二十七歳

○ 九月十日、養父成島道雪信好没、五十八歳。（七―六九）

○ 十一月、家督を継ぐ。（七―六九）

享保元年 丙申 一七二六 二十八歳

△ 八月十三日、將軍宣下の大礼行われ、吉宗が第八代將軍となる。（七―七〇）

○ 同年中、土圭之間坊主世話役を仰せ付けられる。（七―七〇）

○ この年、鷹狩再興。加納遠江守奉ずる条令を草すか。（八―一二）

享保三年 戊戌 一七一八 三十歳

○ 吉宗の東叡山寛永寺參詣の途次に起きた農民の訴状差上と、目付高田忠右衛門の処置を吉宗がとがめた経緯を「成島道筑筆記」に書き留める。（七―七〇）

享保四年 己亥 一七一九 三十一歳

○ 三月五日、奥坊主を仰せ付けられる。（七―七一）

△ 同月、勅使院使の随員として冷泉為久下向。（七―七二）

○ 九月二十七日、朝鮮通信使入府。十月一日、吉宗引見。十月十五日、江戸出立。この間、宿舍の浅草東本願寺に出向き、吉宗の質問を仲介して筆語、また詩文唱和する。（七―七二）

享保五年 庚子 一七二〇 三十二歳

○ 正月二十四日、長男和鼎出生。（七―七三）

○ 十月四日、院使冷泉為綱、勅使西園寺致季等と下向し江戸到着。十七日の出立まで滞在。吉宗の勧めにより冷泉家に入門したのはこの時か。（七―七三）

○ この年か翌年、信遍の「秋興」八首に服部南郭が和韻して「秋  
日」八首を詠む。(八一―一二三)

享保六年 辛丑 一七二二―三十三歳

○ 秋、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受ける。(八一―二三)

○ 十一月、「慶長年中板坂卜齋覚書」の漢文序を撰す。(八一―二二)

四)

○ この年、「犬追物類聚」六十冊を編纂し、吉宗に献上する。(七  
一―七五)

享保七年 壬寅 一七二二―三十四歳

○ 正月成「壬寅元旦詩集」に「上日」の題で七言律  
詩一首入集。

『壬寅元旦詩集』は篠崎東海編。正月毅旦の自序、孟春上日の小  
島島嶼(官医)の跋、孟春壬辰(正月六日)の馬島牧庵(予州大洲  
後学)の跋を付して、江戸神田元乗物町の前川権兵衛から刊行され  
た。年月日は記されないけれども、内容と序跋撰文時との相関から  
見て、正月中には発刊されたものと思われる。前川権兵衛は、享保  
八年に『新正試筆』を、同十一年に『丙午元旦詩集』をと、同様の  
歳旦詩集を続刊しており、また篠崎東海は『新正試筆』の編集にも  
携わるなど、本書が一つの流行の所産である事を示す証を見出すこ  
とができる。東海の自序や両跋を通して本書編纂の意図をごく簡潔

成島信遍年譜稿(四)

に求めようとするなら、それは「士大夫」の詩、しかも將軍の治政  
を目の当りにする士大夫の祝意の横溢する詩を集めるというに尽き  
る。民間の詩よりも官職にある人の詩を重視する姿勢で貫かれた本  
書に、幕臣達の詩が多く収録されるのも当然の結果であった。

統編にはいくつかの詩題を見るが、本編はすべて「上日」で統一  
される。信遍の作は次の通り。

同(上日) 錦江成島道(竹)

爆竹煙消テ動ニ歳華ヲ 漢宮春色醉ニ仙霞一

蓬萊日暖ニ祥雲近ク 閨苑風閑ニ淑氣加フ

紫陌香塵迎ヘ劍佩ヲ 金門旌旆閃ニ龍蛇一

清時坐ヲ待ツ文明ノ化 糾々武夫歌ニ冤宜ヲ

群臣居並んで慶賀する元旦のおごそかな華やぎと政治の安定、そし  
て優れた人材の豊富さを古文辞をばらまいて謳い上げただけの詩で  
はあるが、作の巧拙は編者東海の重んずるところではなく、武官・  
文官を問わず「公」に関わる人々の作を並べるのがそもその目的  
であった本書にはふさわしかったのであろう。名手ではあっても在  
野の詩人の作はあつさり省かれていた点に、詩集としての水準の低  
さを認めざるを得ないが、東海らしいこだわりの無さで江戸の官人  
の詩を集めた中に信遍も相応の位置を占めるに至った事実を確認す  
れば十分であらう。

△ 三月六日、冷泉為綱薨。五十九歳。(七一―七五)

○ 六月五日、田中丘隅より「民間省要」を預かり、翌六日、將軍  
吉宗へ献上する。(八一―一二四)

○ 十二月、小石川養生所設立。それ以前より施業院に関する資料調査を命じられる。(七一七五)

享保八年 癸卯 一七二三 三十五歳

○ 四月十日(もしくは七年四月)、奥坊主組頭に准ぜられ、書籍の事を承る。(七一七六)

○ この年、田中丘隅を御普請御用に推薦するか。(八一二二六)

享保九年 甲辰 一七二四 三十六歳

○ 閏四月二十四日、竹山道甫宅にて田中丘隅等と会す。

旧稿(八一二二八)では、『玉川堂稿』未見のまま石井光太郎氏「田中休愚右衛門年譜稿」に拠って立項したが、その後川崎市川崎区在住の平川靖二氏御所蔵原本のマイクロフィルムを川崎市市民ミュージアムで見える機会を得た。竹山道甫宅で行われたのは歌会で、「竹為友」「曉聞子規」の題で詠じ、さらに「夏草」を当座として詠んでいる。『玉川堂稿』には田中丘隅の歌しか載らないので歌会の全貌は判明しなかった。当該記事のある丁の裏に引き続いて五月十六日の兼題「樹陰夏月」三首が記されるところを見ると、田中丘隅周辺で小規模ながらも歌壇が形成されていたらしく、中に添削の跡を留める作もまじり、他に中院通躬の点を得た詠草も見られることから、この歌会は宗匠家の指導を前提としたものであった可能性もある。

る。

なお、旧稿に掲げた田中丘隅・勝田養元・依田伊織・長井隨泉以外に、「会連座」として津田要助・本阿弥太郎兵衛・村松石見・文錦女・竹山道甫母の名が挙っている。また、石井氏が判読された「長井」は「若井」と、「伊織」は「伊与」とマイクロフィルムでは読めることを念のため申し添えておく。

○ この年、田中丘隅を旅寓に訪れ、五言絶句を作る。  
(『玉川堂稿』)

旧稿(八一二二八)の前項の中で、山田蔵太郎氏「川崎誌考」の引用に基づき「一日錦江子訪予旅寓凡上残之」の五絶を『玉川堂稿』が収める旨の報告をしたが、今回マイクロで本作が享保九年の成立である事を確認できたので、改めて立項する次第である。詩の本文は旧稿を御参照頂きたい。

享保十年 乙巳 一七二五 三十七歳

○ 五月十七日、幕府への上訴のため江戸滞在中の入江若水来訪。若水に田中丘隅との対面を勧める。(『富田丙午記』)

この年六月に入江若水が帰京するのを畿園諸家を送った事実は知られているが、若水江戸下りの理由は必ずしも明確にはされていない。

かった。ところが松井良祐氏が「入江若水兼通録『富田丙午記』(1) (5)『立命館文学』五一四・五一六・五一七・五二〇・五二六、一九八九年二月・一九九〇年五月・同七月・一九九一年三月・一九九二年一〇月)で全文を翻刻紹介され詳細な解題を付された『富田丙午記』(東大阪市在住清水利重氏蔵)によって、若水の downward の理由、旅程、在府中の動静がほぼ完全に明らかとなった。特に『富田丙午記』巻二が若水の江戸下向記録で、文学資料としても高い価値を有する。詳しくは松井氏の解題に譲るが、若水は、従弟に当る摂津国島上郡富田村の清水市郎右衛門利恒の依頼を受け、清水家の地位保全のための上訴を寺社奉行・勘定奉行に対し行なうため江戸に下ったのであった。

四月十一日に京を出立、中山道を経て四月二十五日に江戸に到着。二十六日には荻生徂徠を、二十七日には服部南郭をたずね、折しも寺社奉行は本多伊予守忠統であるから上訴にも好影響を与えようとの樂觀の見通しさえ得ている。ところが実際はそううまくは運ばなかった。四月二十八日、二十九日と二度足を運んで訴訟状は受領されたものの、五月六日、十日、十三日、十六日と無駄足を踏まされた挙句、十七日に却下の決定が下された。若水は浅草の信遍をたずねる。

斯る所に十七日伊予守殿より訴状返されし旨を其夜雨をおか  
し、浅草河岸に往て諭す、錦江子ハ元来慷慨の志あれハ頭をか  
たふけ耳をよせて若水か物語を聞て、是ハ奉行の庁にて取上へ  
き事にあらず、御願訴訟しかるへし、今我一通の切紙を汝に  
付す、明日早天に河崎の駅に立こへ、田中丘隅といふ老人に对

面せよ、彼ハ関東無雙の老農にして近年民間政要といふ書を撰  
ミ、幕府に献し終に才智を以登庸せられ、六郷玉川二十里を支  
配いたし帯刀・御扶持拝領被仰付、其名ハ都下に播す、男ハ田  
中兵庫すなハち河崎名主をかね諸大名の本陣所なり、彼老人に  
逢ハ、かならず一計をあたふへしとしめす、(『富田丙午記』(1)  
一五〇頁一五一頁、以下の引用では頁数のみ示す。なお振仮  
名はおおむね省略した。)

翌十八日に若水は川崎に出向く(後述)ので五月十七日夜の対面  
は事実としてまず間違いない。しかし若水の行文には一箇所どうし  
ても矛盾としか言えない部分がある。今の引用に先立つ徂徠  
の意見を聞くところがそれである。却下の決定を受ける場面に遡つ  
て掲げよう。

十七日二伺候すれハ中茎氏(本多忠統の屋敷の取次——引用者  
注)ハ願状共手にもち立出申渡て曰、市郎右衛門願之事御同役  
中御吟味いたさる、処に、何も方の思食にも願おくれ之旨にて  
御取上不被成候条訴状御返しなさるなり、若水謹て申けるハ、  
天和年中御給地御割替之時ハ、先達而申入候通其事急ニ御座候  
而、奉願志もなき様ニ申伝候、併末々か様に成行候事をそんし  
候ハ、何とそいたし方も可有御座候に、夢にも心付不申、只  
今にいたり願おくれニ罷成候段残念至極奉存候、旅宿へ立帰  
り又々御隣ミを奉乞るへしといふ、中茎氏曰、伊予守殿ハ奉行  
なれハ幾度も取次いたさる役義なり、遠慮なく願ハれ可然、若  
水曰、重而御苦勞にあつかり申へしと謂て退く、是より徂徠先  
生を叩きかくと語れハ、先生曰、(中略)幸かなく年来に功

をつミたる詩学ハこの時なり、事に触れ興に乗し都下の詩人を訪ひ求め、随分に贈答宴集せられよ、わとのか語句通暢ハ都下にも希なるそや、一兩月も留滞し新作数篇に及びなハ、其名おのつから幕中の近臣に達し、おもハさる僥倖も有へし、小船町に高野才助といふ盲人あり、服南郭か徒にて詩を業とす、又淺草に成島遵築別号ハ錦江これ幕下秘書府の小吏、これまた南郭か徒子なり、彼等を唱酬いたされなハ都下の詩人多く交をむすひ、客中の愁情を慰し、且ハ訟事をも相謀る助成へしと論され帰り、頓而若水ハ高野盲者を訪ひ、錦江子諷をもとむる紹介とす、一日淺草に往てこれを訪ふ、錦江子ハ夕陽に及ふ迄吏よりまからず、若水卒に扇頭に詩を留て帰る

(若水「墨江訪錦江先生不遇」詩本文省略―引用者注)

錦江子夜に入て家に還り、翌朝呉服街に尋ね來り傾蓋の情旧好のことし

若水先生訪「余江上草廬」而不遇扇面題レ詩乃還ル和以謝レ之

東都秘書府島信遍

仙客何ノ時下ニ玉京ヲ、乘レ風ニ來憩フ武昌城、白雲無レ跡留メテ詩ヲ去ル、遠水長天空復情

深巷徒來車轍稀、回君此ノ日扣ク柴扉ヲ、竜門声価非ニ吾事ニ、一ニ任ス堂前看レ竹ヲ帰ルニ

(高東里維馨「烏夜啼」、江若水兼通「次韻東里高英才鳥

夜啼」詩本文省略―引用者注)

高野・成島の二子に交をむすひ唱酬の詩を扇頭に題し徧く知音

をもとめける、(二四九頁―一五〇頁、傍点引用者)

本多忠統の取次から訴状を返された若水は「重而御苦勞にあつかり申へし」と言い残して屋敷を退き、「是より徂徠先生を叩きかくと語」つてゐる。この流れから言えば、忠統邸を辞してその足で徂徠を訪ねたと見るのが自然であろう。中略した部分で徂徠は、忠統が願状を取り上げないのは「御法式」であり、また今の役人は清廉を守るので賄賂の必要はないと助言する。その上で若水の詩学をもつて都下の詩人と「贈答宴集」して「幕中の近臣」へと取り次がれる契機をつかむよう教示している。そこで人脈上のポイントとなり得る高野蘭亭と成島信遍が選ばれたというわけである。若水は「訟事をも相謀る助成へしと論され帰り」、「頓而」蘭亭を訪ね、信遍への紹介状をもらう。とここまで読む限りでは、五月十七日の記事とせざるを得ない。ところがその後がおかしくなる。若水は「一日」淺草へ信遍を訪ねたが、信遍は公務のため夕方まで帰宅しないことが判り、扇面に詩を書きつけて帰る。夜になって帰宅した信遍は翌朝七言絶句二首を携て呉服町の若水の宿を訪ねる。とすると、信遍は翌十八日の朝に若水と会つたことになり、先ほどの記事にある十七日夜に会して十八日に田中丘隅と会うよう指示したという事実と完全に矛盾してしまう。しかも「一日淺草に往てこれを訪ふ」という表現は、どう読んでも「ある日淺草に行つて錦江を訪う」との意味にしかならない。端的に言えば、五月十七日に信遍は若水と会つたのか会わなかつたのかという問題である。

結論を先に述べれば、徂徠の答えの部分に、五月十七日以前の発言が若水の記憶の混乱によつて混入しているものと見る。つまり十

七日にも若水は但徠を訪ねたであろうが、蘭亭と信遍の名を持ち出したのはこれ以前のこと、十七日の面会の折ではないと考ふる。

この箇所最後に「高野・成島の二子に交をむすひ唱酬の詩を扇頭に題し徧く知音をもとめける」とあり、それを受けて先の引用「斯る所に十七日伊予守殿より訴状返されし旨を」へと続くのであるから、その間にある一定の時の流れを読み取るべきなのであり、若水が蘭亭の紹介状を懐に信遍を訪ね、翌日信遍が昨日の不在を謝すべく呉服町の若水の元へ来たのは、五月十七日以前の「一日」とその翌日だったのであろう。四月二十六日にも若水は但徠に会つてゐるから、あるいはこの時に蘭亭や信遍と交わりを持つよう勧めたのかもしれない。但徠に勧められて蘭亭の紹介を得た上で信遍に会つた（実はその日には会えず翌日となつたが）時の記憶が、五月十七日に訴状を却下されて但徠に相談し夜に入つて信遍を訪れた時のものと混雑して、このような不得要領の文となつたと推測したい。事前に信遍と若水は詩の応酬を果して互いに「傾蓋の情」を感じてゐたからこそ、十七日の夜には信遍も親身になつて若水の相談に乗ることができたのである。

信遍と若水の呉服町での初対面がいつであるかは確定できない。

○ 五月十八日朝、偶然田中丘隅と出会い、連れ立つて呉服町の若水の宿を訪ねるも、既に川崎へ發つた後で会するを得ず。（富田丙午記）

若水ハ十八日の天明より梅雨ふりしきるをも論せず、籃輿に命

し已時計に河崎なる田中兵庫か許に案内す、兵庫立出老爺ハいささかの公用につき、五・七日在府す、今夕ハかならず帰宅すへし、成島氏切紙遣され候うへハ相互に遠慮なき交なれハ、兩中逗留ありて老爺か帰りを待給へといふ、若水も其意にまかせて待処に老人江府より使を以言伝へけるハ、今朝おもハざりき錦江子に出あひし故に打つれ呉服街に過る、足下早くも籃輿を發せらるよしき、届申候、追付帰宅すへしや、しつかに待候へといふ、（一五一頁）

申の刻頃帰宅した丘隅に農政の話聞き、また御匭訴訟の手ほどきをも受ける若水だが、次の丘隅の發言は『民間省要』の吉宗献上の仲介者が信遍であつたことを著者自ら明言した貴重な証言と言へる。

政要の書ハ成島氏か吹嘘すいせうに依て献上し、御感を以武威・玉川の支配を承る、誠に錦江子ハ丘隅か知己なり、若水も錦江子に莫逆の好ミを以て老人に交をむすはるうへに、心底なにか残さむや（一五一頁―一五二頁）

初対面にして意気投合した二人の、仲介役信遍に対する思ひの伝わるような一節でもある。

○ 六月四日、若水来訪。御匭訴訟につき協議する。（富田丙午記）

六月三日の本多忠統の取次との折衝結果を服部南郭に知らせ、「明日三日浅草にあゆみ錦江子に物語せハヤ」（一五六頁）と出か

けたという。「三日」は「四日」の誤記と見たい。途中藤原行広という占者に売卜を請い、「それより錦江子を訪ふに御甌訴訟可然とかれこれねんころの交を論し呉服街に帰る」(二五六―二五七頁)。

そこへ南郭から明後日の納涼会への招待状が届く。その日が六日に当る以上、若水の信遍訪問は四日のはずである。

なお、三田神足寺の納涼会では若水は服南郭・平玄仲・望三英・了願・了善等と会し、有益な示唆を色々を受けている。特に望月三英は自分の親類の人脈を通して便宜を図ろうと申し出てくれている。

○ 六月十六日、田中丘隅とともに若水の訴訟につき助言する。(『富田丙午記』)

御甌訴訟以外の方途をも視野に入れて相談した若水に対し、

錦江子大に叱して曰、其方よく古人の所業もかへり見よ、武士の手柄高名も一筋におもひつめたる所におゐて分捕組討もする也、其期に及て後日の計や子孫ニ及ふことをおもハむ、其方御献上の碑をおもひ訴訟に猶予する志かあらハいつ迄も御甌の訴訟にハいたるまじと呵(あざ)ニ大笑せらる、丘隅老人ハ今少待合せ然るへし、分郷御改の御沙汰(ごさた)もあらんとと、む(一六一頁)

と、信遍と丘隅はそれぞれの立場から助言する。特に以外な程に骨太な信遍の精神論の表明は面白い。

○ 六月二十三日、若水より御勘定所との折衝の様子

を聞く。(『富田丙午記』)

御馬河岸なる錦江子か宅に行ハ、錦江子ハ御勘定所の一件を聞て掌を拍て大によるこひ、今日真の若水なるそ、進退(まへま)谷(や)の場なれハこそ水野侯へハ出たれ、当時這の侯の威勢のそむへくして攀る人あらし、頓而本意を達すへしと行程(ぎやう)を祝す、(一六九―一七〇頁)

若水は、老中水野和泉守忠之の医官東条玄泰が徂徠門であるのを利用して和泉守の御意に訴えるという方法を探る。果して勘定奉行所の反応は信遍が「頓而本意を達すへしと行程を祝す」ほど希望を持てるものであった。事実、二十七日には「今度関東に下り御嘆申あくるによつて村入箇御吟味ハ近日に御代官所上林方へ申つかハす、此後入箇減少せは渡世もいたすへし、心なかく時節を待なはかならず御料百姓にたちかへる日あるへし」(二七一頁)との仰せを蒙つた。是非を代官につけさせる体のいい責任逃れではあるが、清水家にとつては有難い処置を施されたことになる。若水は御甌訴訟を止めて帰国を決めた。

○ 六月二十九日、呉服町の宿舎で若水を送別する。(『富田丙午記』)

この日、若水は多忙であつた。服部南郭・望月三英との留別の後、「その比市谷大隅町の宅、土木の功をおへ徙移」(二七二頁)していた徂徠を訪ね、「直なれハ万事皆達す、足下は直なる故其性にま

かせ、水野侯を叩き勘定所の決断を得たり」(同)と、この上ない賛辭を呈された。宿に帰ると高野蘭亭が来訪、また田中丘隅の送別の意を伝えられ、その後信遍が饒別に來ている。この時の言葉が今回の若水の奔走を総括した内容となつてゐるので、長文ではあるが引用する。

錦江子も饒別に來りねんころなる物語して曰、足下願狀を閲するに国祖大神君已來の由緒正しく御吉例献上の功、年久しきを以出訴いたさるといへとも、御奉行方とりあけなきを姑く憤り怒ることなかれ、昔年寛永の比迄ハ清水氏が祖翁か忠功を存知せらる役人方多きによりて願ひあれハ速に上聞に達す、これハ當中にも国初なる故に国々名ある百姓の事をもしろしめさる也、百年余昇平の御代なれハ由緒ある旗本衆さへ其素姓を弁する役人ハまれなり、況や清水氏ハ遠国の百姓、御代替の御目見ハ其時の寺社奉行衆先代の御帳面を改め、其格式を以支配いたさる、其以後寺社奉行に任せらる役人達ハ清水氏か出訴いたさねハ、其名も由緒も知給ハぬなり、この怨ハ旗本衆にハ甚多き事なり、我試に論せハ水野和泉守殿ハ在京の内に清水氏が毎年献上物を支配せられし故に、玄関に行ハ即日にも返答を申されか、る官裁を得て錦旋の栄あり、下野守殿言葉にすかり時節を待ち出府せられよ、足下か詩名恐らくハ幕中に達し役人方に聞及給ふ人多く、清水氏由緒を支配方の御奉行ハ此度よく知給ふなり、帰国の日ハ此旨を清水の一類にいひきかせ家訓に伝へよ、重而出府せハ大願成就すへしと祝す、(一七二頁)

幕府の機構が整備され、役人が官僚化するに從い、幕初の功績の追

認が時として不十分になりかねない享保期の特徴を信遍は見抜いてゐる。ともかくもここまで持って來たのは偏に若水の率直な人柄と詩名の高さ故であつた。若水を迎えた江戸の護園の詩人達が若水の為にあれこれと世話を焼く姿は、若水にとつても心の支えとなつたであらう。そして二ヶ月余の在府期間中、信遍が若水の最も親身な相談相手であつたことは、『富田丙午記』巻二を通過して十分に納得できる。

若水は七月一日に江戸を發つた。

○『護園録稿』卷下所収「城南酒楼送風山人還山歌」は入江若水送別詩か。

旧稿(八一—二二八)では、「嵐山人還山歌」は「江山人還風山歌」の誤りかと推測して、「六月、入江若水の帰洛するを送るか」と立項した。前項で六月二十九日の信遍の若水送別を確認したので、可能性はより高まつたと見る。もつとも、若水の江戸での宿舍は日本橋西呉服町の酒店中村喜兵衛家である(『富田丙午記』。「主人ハ若水に年比の好ミあれハ」(同)とあるから、若水が酒造業を営んでいた頃からのつきあいのようなのだが、信遍はこの宿で若水を送つてゐる。呉服町の酒店での送別を「城南酒楼」と表現したか否かが最終的な疑問としてなお残る。旧稿では護園諸家打ち揃つての送別宴を想定したが、これは誤りであつた。

以上、入江若水江戸下向に関する立項を終える。松井氏の学恩に深謝したい。

○ 九月十七日、御文庫の十三經註疏百十八冊拝借の旨、御側衆加納遠江守より御書物奉行へ仰せ渡さる。(八一―二九)

○ 九月二十九日、信遍が借り出している十三經註疏は三十日伺の對象から外すよう、加納遠江守が御書物奉行へ申し渡す。(八一―二九)

享保十一年 丙午 一七二六 三十八歳

△ 五月二十五日、文命東隄碑、文命西隄碑建つ。(八一―三〇)

○ 六月末、養母死去。七夕頃、追悼の長歌を詠む。(八一―三二)

○ 秋、服喪中に友人との間で和歌を贈答する。また起復の歌あり。(三世のなみ)

前項所掲の養母追悼長歌と反歌の次に、以下一連の歌が並んでいる。内閣文庫本の本文に依り掲出する。

同じころ人の許より世は露のことくなど、よみてつかはしけるこたへに

あたなりとおもひ置にし露よりも世のはかなさに袖しほるそよ

ある人の許より鳥辺山くゆる煙のそれよりも思ひはさそなむすほ、るらんと申おこし侍しに

鳥辺山煙と人の消しよむねのおもひのこかれもそ、ふ

巨勢氏の許より日をかさねいと、しほれや増るらんさらぬ別をなかく袂はと聞しかは

日をへてもまなく時なくしほる、はさらぬわかれの袂なりけり

此ころ歎いか、と秋の初によみおこしたるこたへし侍る

ふちころもしほる袂を思ひやれさらても秋は露ほさぬよに

同じ頃人のとふらひ侍るとてこととふもはかなき露の藤ころも秋きてしほる袖はいかにと、ありしに

思ひやれ涙の露の藤ころもしほりそへたる秋のたもとを

幾程なく起腹<sup>腹</sup>の仰ことかうふりしかは

藤ころも君かめくみにぬきつともしらぬ涙や猶か、るらん

各ことほりにかなひて聞へ候

秋またて散しは、その木下に

つもるも深き露のことのは

最後の「各ことほりにかなひて聞へ候」は宗匠冷泉為久の批語。

「秋またて」の歌は為久の作。「巨勢氏」は伊豆守至信の可能性もあるけれど、まず大和守利啓と見てよからう。吉宗の近臣として最も密接な関係を保った一人として、ここでの「巨勢氏」の資格十分と考へる。彼以外の贈答の相手は不明という他はない。贈歌に応じるに従つて信遍の哀傷の心はいよいよ深くなるが、名歌と言挙げするほどのことはない。対象に、つまり養母の死による悲しみに即しすぎて表現を練り上げる余裕を失している。

喪が明けるのは、服忌令通りならば養母の場合十二月初頃になるうか。後掲の『百姓分量記』和文序撰文も、奈良屋安左衛門の「長歌短歌古今相違の事」を見出したのも、養母の死の前に位置するのは明白であるから、この年の後半は全くの空白となつてしまふ。服喪と関係があるのかもしれない。

○ 八月、常盤潭北著『百姓分量記』（外題「民家分量記」）刊行。  
和文序を寄せる。（八一—一三三）

○ 十二月十三日、奈良屋安左衛門が定家自筆「長歌短歌古今相違  
の事」を幕府に献上。信遍も関与する。（八一—一三三）

（再掲含補訂 以上）

（追記）

資料調査に際して平川靖二氏・望月一樹氏及び川崎市市民ミュージ  
アムの御配慮をいただき、また中野三敏先生・高橋昌彦氏には貴重  
なる御教示を頂きました。心より御礼申し上げます。